

商標法第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく告示案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

項番	該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	記載なし	受付締切日時の「2024 年 8 月 30 日 0 時 0 分」は「2024 年 8 月 31 日 0 時 0 分」と修正したほうがよい。意見募集期間は「8 月 30 日」までであるから	御指摘を踏まえて、e-Gov パブリック・コメントのウェブサイトにおける受付締切日時を「2024 年 8 月 30 日 23 時 59 分」に修正しました。
2	記載なし	本意見募集は「行政手続法に基づく手続」として行われているが、これは、本告示が処分の要件を定める告示（行政手続法第 2 条第 8 号イ）であることを意味するものとして理解して良いか。	御理解のとおりです。
3	欧州銀行監督機構の標章、欧州イノベーション・技術機構の標章及び国際連合大学の標章等	<p>(1) 意見 今回の告示案の中には名称の略称も多く、同略称と同一又は類似する商標が既に一般企業により選択され、出願・登録、そして実際に使用されている事実が多数存在している。したがって、今回の告示案の標章の採択に際しては慎重な議論をしていただくことを希望する。また、実際の審査・審理においては、商標法 4 条 1 項 3 号の例外規定を十分考慮した運用を希望する。</p> <p>(2) 理由 一例としては、告示案の「EIT」「UNU」「ABE」等については同一又は類似する商標と判断される可能性がある商標登録・商標出願は既に多数存在する。商標法 4 条 1 項 3 号等は、後発的無効理由の対象となるものであり、告示案の標章が採択された場合、商標権者の法的安定性を害する可能性も否定できない。また、このような略称は、一般企業において、今後も頻繁に選択され出願されるのであるから、出願人の商標選択の余地を狭めるという弊害もあり得る。</p>	<p>パリ条約第 6 条の 3 (1) (b) では、国際事務局 (WIPO) を通じて通知された政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称 (以下「国際機関の紋章等」という。) について、商標登録を拒絶又は無効とすることを義務付けております。我が国は、従来から、これら国際機関の紋章等と同一又は類似する商標出願の拒絶等を行ってきております。</p> <p>他方、パリ条約第 6 条の 3 (1) (c) では、国際事務局から通知された国際機関の紋章等について、当該国際機関との関係を公衆に暗示又は誤信させないものについては、拒絶・無効の義務を課していません。平成 26 年改正商標法 (平成 27 年 4 月 1 日施行) により、パリ条約上の義務や我が国の事業者の商標選択の幅を過度に狭めないようにすること等を考慮して、商標法第 4 条第 1 項第 3 号に、</p>

		<p>以上のような実情があることから、略称については採択を見送ることも含めて慎重に議論していただきたい。</p> <p>また、もし採択される場合であっても、実際の審査・審理においては、商標法 4 条 1 項 3 号の例外規定を十分考慮した運用を希望する。</p>	<p>国際機関と関係があると誤認させるおそれのない商標は、同号の対象とならない旨を規定したところです。</p> <p>以上のとおり、パリ条約上の義務を適切に履行するため、国際事務局からの通知のとおり、国際機関の紋章等を大臣指定し、不登録事由及び無効事由とすることが必要であるところ、商標法第 4 条第 1 項第 3 号の審査・審理においては、同号の改正経緯も踏まえて、国際機関の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体が国際機関を表示する標章と紛らわしいものでなければ同号に該当しないと判断しています。</p>
--	--	---	---